

1. 日本維新の会の取組み

2月 8日

豊洲・築地市場問題合同調査チーム(事務局長:柳ヶ瀬裕文都議)
築地市場・豊洲市場を視察(団長:馬場伸幸幹事長)

9日

情報公開請求(土壌汚染対策法4条に基づく届出4件について)

15日

米田稔氏(京都大学大学院教授)からヒアリング

16日

衆院総務委員会

足立氏「豊洲と築地を比較することが大事」

「(築地市場で)大規模な形質変更が過去に4回あった」

環境省

「(土壌汚染対策法4条に基づく)届出4件のうち、3件については土壌汚染状況調査の命令を発出していない(=都として、調査の必要なしと判断)、また残りの1件については、未だ審査結果が出ていない」

22日

衆院予算委員会第6分科会

農水省「ろ過海水に関する水質基準はない」

23日

衆院予算委員会第6分科会

足立氏「豊洲地区の風評被害について」

28日

情報公開文書を入手

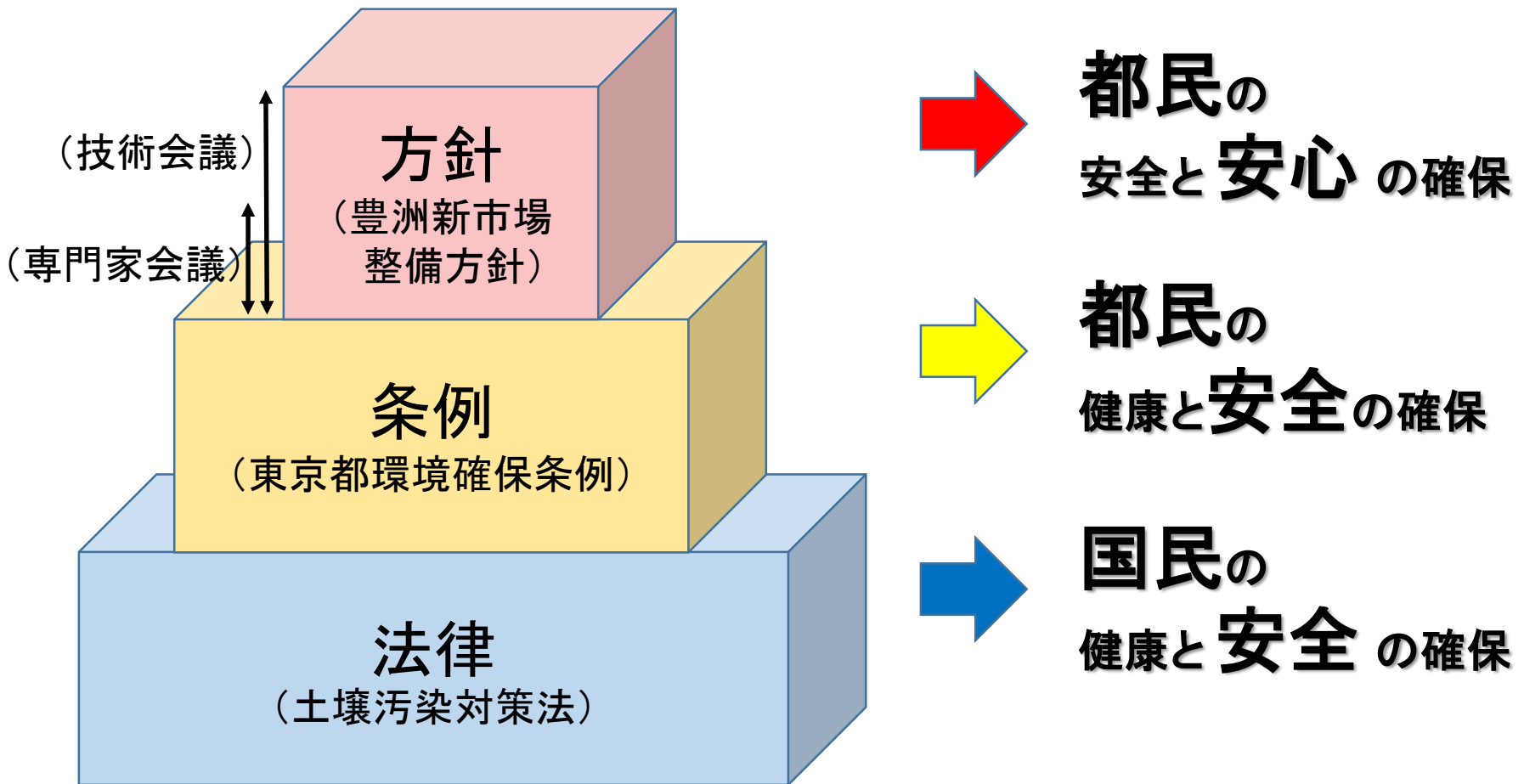
小池都知事

「(築地市場の地歴を調べた結果)土壌汚染のおそれあり」
「築地市場は...コンクリートやアスファルトでカバーされていて、汚染の観点、法令上の問題はない」

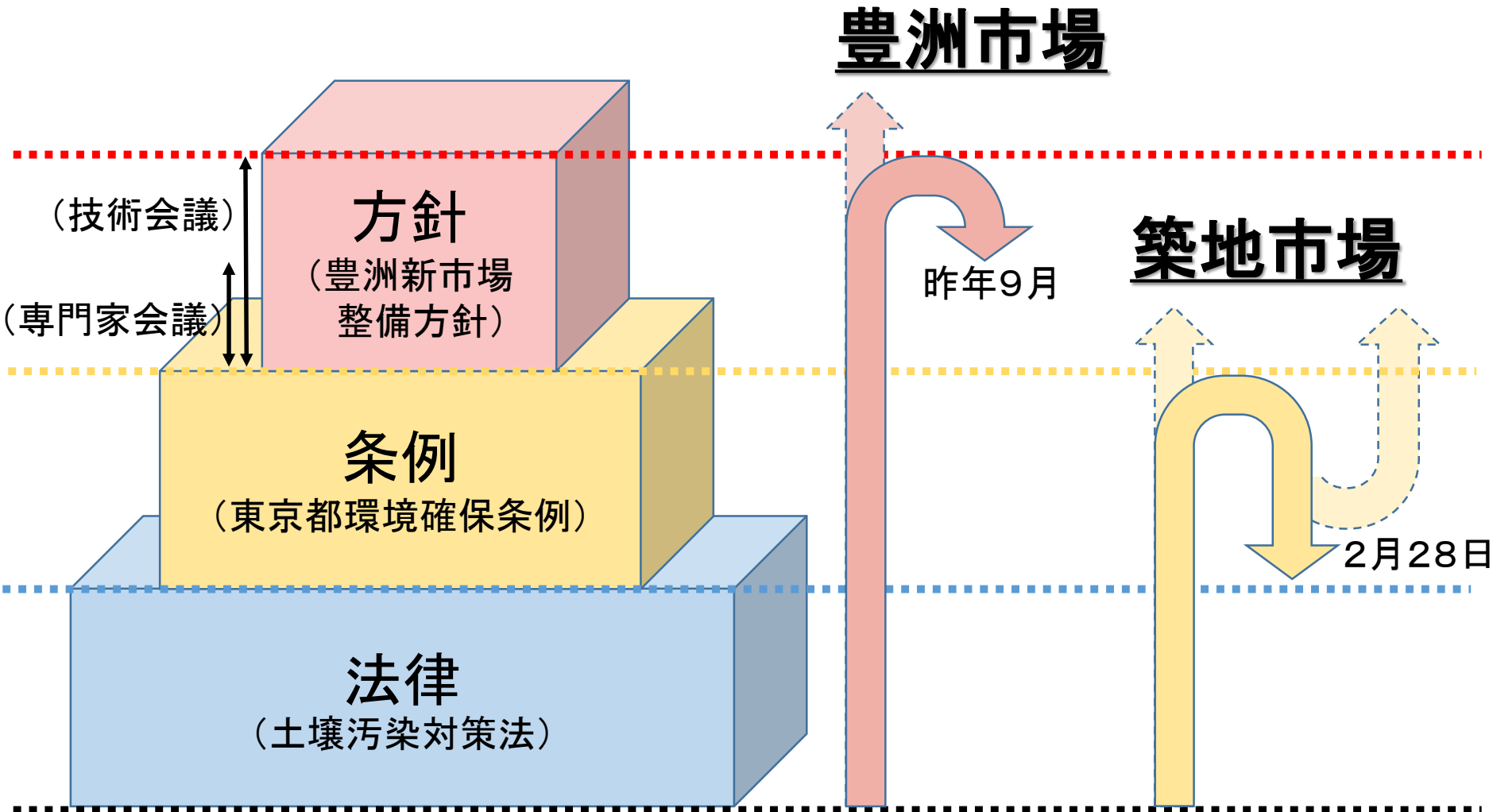
3月上旬

「提言」を公表予定

2. 「安全」と「安心」の三層構造



3. 豊洲市場・築地市場の現状

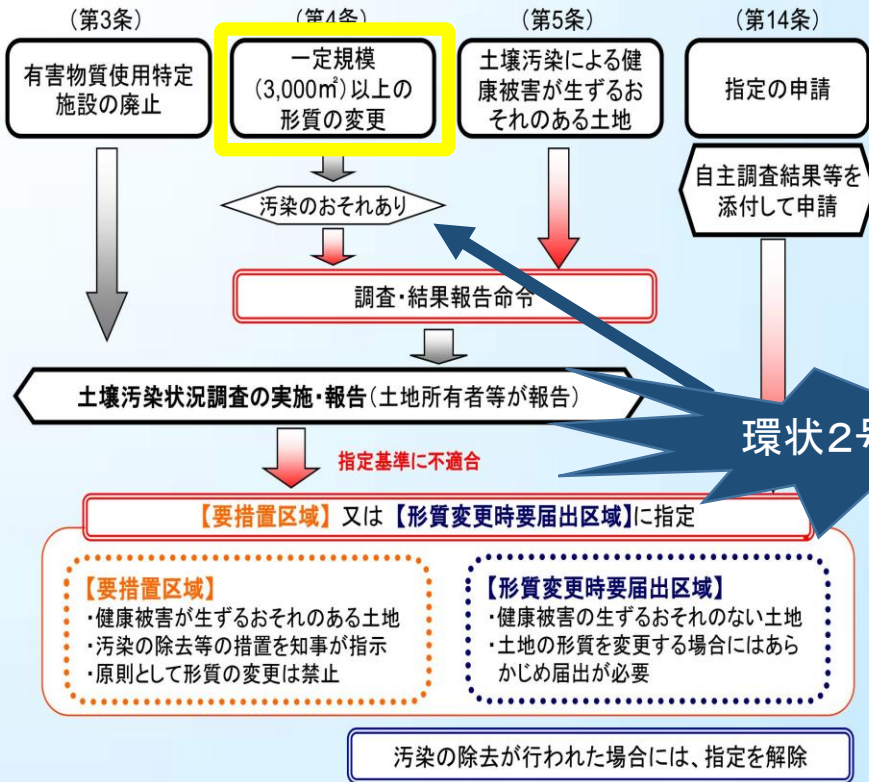


4. 土壌汚染対策法と都環境確保条例

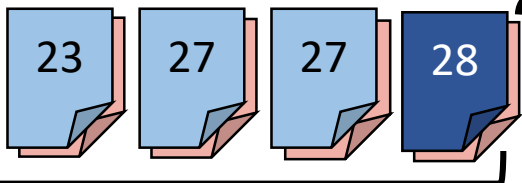
土壌汚染対策法

平成15年2月15日施行
改正 平成22年4月1日施行

《手続きのフロー》



汚染のおそれ なし あり



維新の請求文書

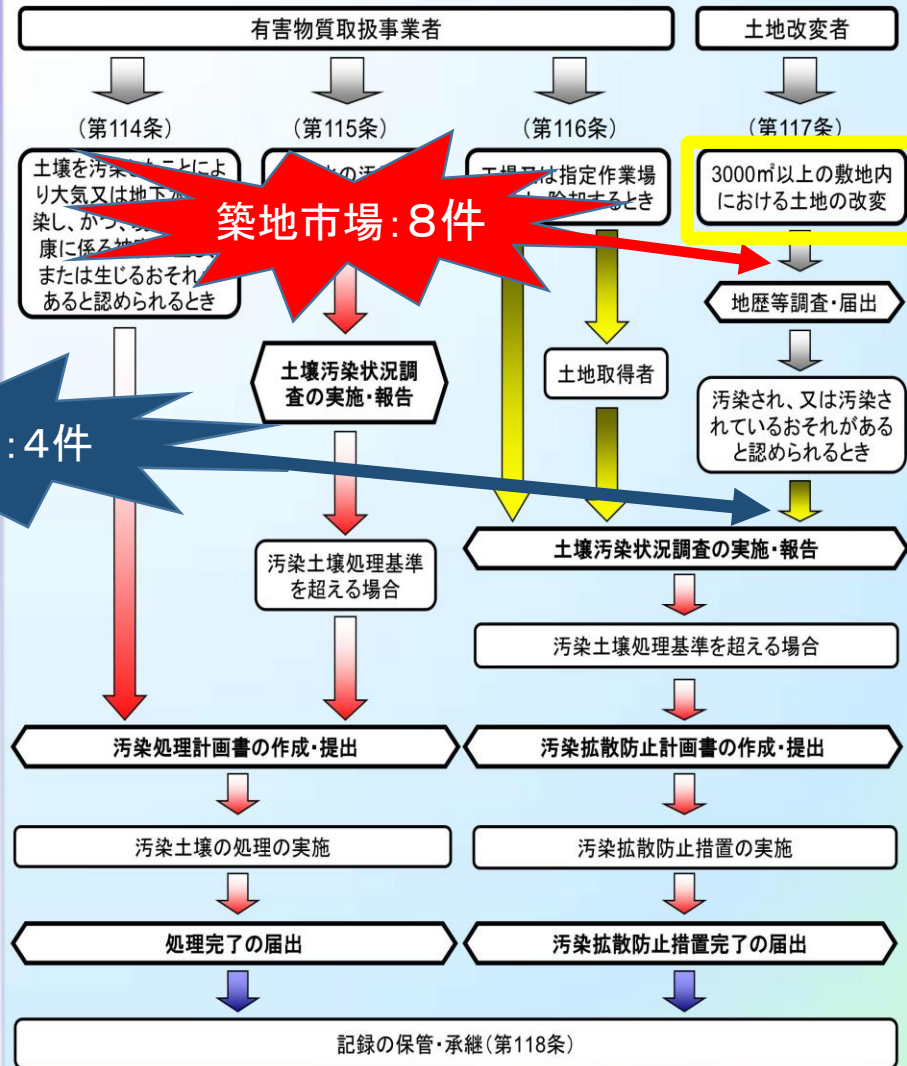
築地市場
届出未実施
8件

小池知事公表

環境確保条例

平成13年10月1日施行

《手続きのフロー》



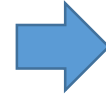
築地市場: 8件

環状2号線: 4件

記録の保管・承継(第118条)

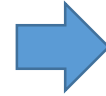
5. 情報公開資料から得られる示唆等

平成23年6月24日 地歴等の情報少ない



土壤汚染のおそれはない

平成27年3月10日 地歴等の情報が充実



土壤汚染のおそれはない

平成27年6月01日 概ね同上



土壤汚染のおそれはない

平成28年3月25日 概ね同上



土壤汚染のおそれがあるため
土壤汚染状況調査を実施する



✓平成27年3月以前から築地市場の詳細な地歴が判明していることに鑑みれば、築地市場についても土壤汚染のおそれがあるため土壤汚染状況調査を実施すべきと判断できたのではないか。

✓平成28年3月25日の届出書に「土壤汚染のおそれがあるため土壤汚染状況調査を実施する」と明記されているにもかかわらず、その事実を隠蔽していたのではないか。

✓現在の築地市場と移転先候補である豊洲市場とを比較検討し、科学的見地から、いずれの市場が食の安全・安心を確保する上でベターであるのか判断すべきではないか。

6. 参照条文

■ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第百十七条 規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為(以下「土地の改変」という。)を行う者(以下「土地改変者」という。)は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壤が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の改変者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該土壤の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

■ 土壤汚染対策法

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。